

■■■ 被扶養者認定に必要な添付(証明)書類 ■■■

下記書類【A】+【B】+【C】をご提出ください。

扶養申請における収入の基準

扶養の事実が発生した日以降の1年間に見込まれるすべての収入が含まれます。遺族年金・恩給・傷病手当金等の課税対象にならない収入も含まれます。

60歳未満	130万円未満/年 かつ 108,334円未満/月
60歳以上または障がい年金受給者	180万円未満/年 かつ 150,000円未満/月

【収入の種類】

1 給与収入(通勤交通費等の非課税収入及び賞与を含む)	7 雑収入(原稿料・印税・講演料等)
2 年金収入(厚生年金・国民年金・公務員等の共済年金・農業者年金・船員年金・労働者災害補償年金・遺族年金・障害年金・退職金・保険金等)	8 健康保険の傷病手当金・出産手当金
3 事業収入(自営業・農業・漁業・内職含む)	9 雇用保険の失業給付(日額3,612円未満(60歳以上は5,000円未満)であること)
4 不動産収入(土地・家屋・駐車場等の賃貸収入)	10 被保険者以外の者からの仕送り(生計費・養育費等)
5 利子収入(預貯金・有価証券利子等)	11 司法修習生の修習資金
6 投資収入(株式配当金・金融商品取引収益)	12 その他継続性のある収入

※上記 3, 4, 7 の収入については、必要最小限の経費を差し引いた額より年間収入を判定します。税法上の所得金額とは異なります。

【A】 必須提出書類

必須提出書類	
1	被扶養者異動届
2	被扶養者状況届(中学生以下不要)



【B】 扶養申請に必要な添付(証明)書類

		扶養申請者の状況	添付(証明)書類	
配偶者	収入なし	ここ数年無職	①②	
		昨年または本年途中で退職	①②⑤⑥	
		昨年または本年途中で廃業	①②⑭	
		失業給付(雇用保険)を受給していた	①②⑦	
		失業給付(雇用保険)を受給予定	①②⑤⑥⑧	
	収入あり	無職	失業給付(雇用保険)を受給中	①②⑤⑦
		有職	年金収入あり	①②⑩
			給与収入あり	①②④
			確定申告が必要な収入あり(*2)	①②③⑪⑫⑬
			給与収入と年金収入あり	①②④⑩
年金収入と確定申告が必要な収入あり(*2)	①②③⑩⑪⑫⑬			
子ども	収入なし	出生時	①⑮	
		中学生以下	①②⑮	
		学生(予備校生・夜学・通信制含む)でアルバイトなし	①②⑨⑮	
	その他	収入なし	ここ数年無職	①②⑮
			昨年または本年途中で退職	①②⑤⑥⑮
			昨年または本年途中で廃業	①②⑭⑮
			失業給付(雇用保険)を受給していた	①②⑦⑮
			失業給付(雇用保険)を受給予定	①②⑤⑥⑧⑮
		収入あり	学生(予備校生・夜学・通信制含む)でアルバイト等あり	①②④⑨⑮
			無職	失業給付(雇用保険)を受給中
その他	収入なし	ここ数年無職	①②⑯	
		昨年または本年途中で退職	①②⑤⑥⑯	
		昨年または本年途中で廃業	①②⑭⑯	
		失業給付(雇用保険)を受給していた	①②⑦⑯	
		失業給付(雇用保険)を受給予定	①②⑤⑥⑧⑯	
収入あり	有職	失業給付(雇用保険)を受給中	①②⑤⑦⑯	
		年金収入あり	①②⑩⑯	
		給与収入あり	①②④⑯	
		確定申告が必要な収入あり(*2)	①②③⑪⑫⑬⑯	
		給与収入と年金収入あり	①②④⑩⑯	
年金収入と確定申告が必要な収入あり(*2)	①②③⑩⑪⑫⑬⑯			

【C】 添付書類(該当者のみ)

該当する方は下記添付書類をご提出ください	
該当者	添付(証明)書類
別居(*3)(*9)	「仕送り」事実の証拠となる書類(*4)
外国籍	外国人登録済証明書と査証
障がい者	障がい者手帳(写)
医療費助成受給者	医療証(写)(*5)
傷病手当金・出産手当金受給の方	傷病手当金・出産手当金の受給額等が確認できる書類(*6)

添付(証明)書類種類	
①	世帯全員および続柄・世帯主記載の住民票(*7)
②	国民健康保険証(写)または前健保の資格喪失証明書
③	直近年度の所得証明書または非課税証明書
④	雇用内容証明書または直近3ヶ月分給与明細書(写)
⑤	雇用保険(失業給付)に関する誓約書
⑥	離職票-1・2(原本)(*8)
⑦	雇用保険受給資格者証(両面写)
⑧	雇用保険受給期間延長通知(原本)(*8)
⑨	学生証(写)または在学証明書
⑩	直近の年金振込通知書(写)
⑪	直近年度の確定申告書(写)
⑫	直近年度の収支内訳書(写)
⑬	直近年度の青色申告決算書(写)
⑭	廃業届(写)
⑮	当健保に加入していない配偶者の収入証明③⑩⑪⑫⑬
⑯	当健保に加入していない同居者全員(*1)の収入証明③⑩⑪⑫⑬

注意事項	
(*1)	中学生以下 および 学生は不要
(*2)	事業収入・不動産収入・投資収入・雑収入 など
(*3)	学生および社による単身赴任者を除く
(*4)	振込依頼書、現金書留の控え、通帳の写しなど、送金日・送金人・受取人・送金額がわかること。 手渡し不可。 ネットバンキングの場合は送金が判る部分の画面ショットを印刷したもの。
(*5)	乳幼児子ども医療証、特定疾患療養医療証、重度心身障がい者医療証、自立支援(精神)医療証など
(*6)	受給開始日、受給終了(予定)日、受給日額が確認できること
(*7)	マイナンバー(個人番号)の記載がないもの 出生時の申請の場合は母子手帳の「出生届出済証明」の写しまたは「出生届」・「出生証明書」(写)でも可
(*8)	原本確認後ご返却します
(*9)	裏面参照。該当事由の確認書類を提出

必要により、上記以外の書類の提出を求めることがあります

海外に居住している家族の扶養申請の場合のみ下記参照(日本国内居住者の扶養申請は対象外)

1. 下記国内居住要件の例外事由に該当しているか確認の上、該当している場合は、該当事由の確認書類を提出
※国内居住要件の例外事由に該当しない場合、扶養は認められません。
2. 日本に住民票が無い又は住民票を非居住者に行っている場合は、「1.」の書類の他、
「被扶養者国内居住要件(例外)該当届」も提出

【国内居住要件の例外事由 および 確認書類】

例外として認められる事由	確認書類の例(書類は全て写しで提出ください)
① 海外に留学する学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書 等
② 海外に赴任する被保険者に同行する者 【具体例】 家族帯同ビザが発行されるもの	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書 等
③ 観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 【具体例】 ワーキングホリデー制度を利用して渡航するもの、海外に留学する学生に同行する家族等、原則としてビザに有効期限があるもの	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書 等
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの 【具体例】 ・海外赴任中に生まれた被保険者の子供 ・海外赴任中に現地で結婚した配偶者 ・海外赴任中に縁組を結んだ特別養子	出生や婚姻等を証明する書類 等
⑥ ①～④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に書類を依頼します 勤務先事業所の労務担当者 または 健康保険組合に確認ください